

島根県立大学浜田キャンパス施設開放要領

平成28年4月1日
島根県立大学規程第128号

(目的)

第1条 この要領は、島根県立大学浜田キャンパス（以下「本学」という。）講堂等を本学教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）に使用させる場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「講堂等」とは、別表の施設名欄に掲げる施設のことをいう。

2 この要領において、「休業日」とは、島根県立大学学則第12条に規定する休業日のことをいう。

3 この要領において、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日のことをいう。

(使用日及び使用時間)

第3条 学外者は、次の各号に掲げる使用がない場合に限り、講堂等を使用することができる。

- (1) 本学の授業
- (2) 本学が主催する行事
- (3) 本学の教職員及び学生の課外活動
- (4) その他学長が本学の教職員及び学生のために必要と認めるもの

2 学外者が講堂等を使用することのできる日時は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの間及び8月13日から8月15日までの間は使用できない。

(1) 講堂

休業日以外の日 19時から21時まで

休業日 9時から21時まで

(2) 大講義室、中講義室

休業日のうち本学の授業がない日 9時から21時まで

(3) 体育施設

次表のとおり

	平日（右以外の日）	土曜日、日曜日及び休日
体育館アリーナ	19:00～21:00	9:00～21:00
体育館武道場	19:00～21:00	9:00～21:00
グラウンド	18:00～日没後30分	9:00～日没後30分
多目的運動場	18:00～日没後30分	9:00～日没後30分
テニスコート（1面）	19:00～21:00	9:00～21:00

注 平日において、18:00までに日没となる日についてはグラウンド及び多目的運動場開放しない。

3 学長は、講堂等の管理のため必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を

変更することができる。

(使用の許可)

第4条 講堂等を使用しようとする者は、使用しようとする日の30日前までに、法人財産一時使用許可申請書（別記様式）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、必要に応じて前項の申請書に、使用の内容及び日程等の概要を明示した書類の添付を求めることができる。

3 学長は、講堂等の使用が国際交流、生涯学習、教育文化活動、スポーツの振興、地域社会に貢献する活動等を目的とする場合に、学外者に対し使用を許可することができる。

4 学長は、講堂等の使用が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 本学の教育研究の遂行に支障があると認められるとき
- (2) 施設等を損壊又は甚だしく汚損するおそれがあると認められるとき
- (3) 営利を目的とする私的な事業と認められるとき
- (4) 政治的行為及び宗教的活動を行うと認められるとき
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つける活動を行うと認められるとき
- (6) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき

5 第1項の申請書は、3か月前から受け付けるものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 講堂等の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、講堂等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと
- (2) 許可されていない場所や器具を使用しないこと
- (3) 営利を目的とした物品等の販売及び寄付金品の募集その他これらに類する行為をしないこと
- (4) 敷地内で喫煙をしないこと
- (5) 所定の場所以外で飲食しないこと
- (6) その他別に定める施設使用上の注意事項を守ること
- (7) 使用当日における会場への案内・誘導及び参加者との連絡は使用者が行うこと
- (8) 施設の使用により発生したゴミ等の不要物は使用者が持ち帰ること
- (9) 使用終了後は施設及び器具を整理整頓の上、原状に復し、点検を受けること
- (10) 施設等の損傷その他の事故があったときは、直ちに届け出ること

(使用許可の取消等)

第6条 学長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の規定による使用許可を取り消し、又は講堂等の使用者に対し行為の中止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 提出された法人財産一時使用許可申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) 講堂等の使用が、この要領又は本学の他の諸規程に違反したとき
- (3) 講堂等の使用が、使用許可の条件に違反したとき
- (4) その他管理運営上使用させることが不相当と認めるとき

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合、これに伴う損害は賠償しない。

(使用料等の納入)

第7条 使用者は、別表に規定する使用料及び使用に伴う光熱水費等に相当する額(以下「使用料等」という。)を、公立大学法人島根県立大学が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項の使用料は、別表の使用料欄に掲げる1時間当たりの単価に使用時間の実績(準備及び片付けに要する時間も含む。1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。)を乗じて算出する。

3 使用料等は、施設の使用目的が、本学の役職員または学生にとって有益であると認められる場合に減免することができる。

(使用料等の不還付)

第8条 使用者が、使用者の都合により講堂等を使用しなかったときは、既納の使用料等は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部を還付する。

(1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により講堂等を使用することができなくなったとき

(2) 学長が、講堂等の管理運営上の必要のため第6条第1項第4号の規定により使用許可を取り消したとき

(目的外使用及び転貸の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的の変更及び講堂等の転貸をしてはならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者が、故意又は過失によって施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(高大連携による場合の特例)

第11条 県内の高等学校が、本学と当該高等学校との間で締結した相互連携に関する協定に基づき体育施設を使用する場合にあたっては、第7条に規定する使用料等のうち使用料を免除する。

(補則)

第12条 この要領及び関係法令に定めるもののほか、講堂等の開放に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表 島根県立大学浜田キャンパス講堂等使用料一覧表（第2条、第7条関係）

施設名		使用料	
講堂	ホール	1時間当たり 6,170 円	
	ミーティングルーム	1時間当たり 670 円	
大講義室 1		1時間当たり 4,530 円	
中講義室 1		1時間当たり 2,360 円	
中講義室 2		1時間当たり 2,340 円	
中講義室 3		1時間当たり 2,410 円	
中講義室 4		1時間当たり 2,410 円	
中講義室 5		1時間当たり 2,360 円	
体育施設	体育館	アリーナ（全面）	1時間当たり 7,180 円
		アリーナ（半面）	1時間当たり 3,590 円
		武道場	1時間当たり 1,620 円
	グラウンド		1時間当たり 3,930 円
	多目的運動場		1時間当たり 2,150 円
	テニスコート（1面）		1時間当たり 300 円
その他の施設 （交流センターは除く）		別途定める	

注 光熱水費は別途定める額を納めるものとする。

様式（第4条関係）

申請日 年 月 日

島根県立大学長 様

法人財産一時使用許可申請書

下記のとおり法人財産の一時使用の許可を受けたいので申請します。

記

申請者	住所又は所在地			
	団体又は事業所名			
	代表（主催）者氏名		TEL :	
	会場責任者			
	氏名		TEL :	
	住所			
催物名称				
使用目的及び内容				
使用する施設名				
使用期間		年 月 日 時 分から 時 分まで (うち準備使用)	時 分から 時 分まで (うち空調使用時間)	時 分から 時 分まで
参加予定者数				
禁煙の周知方法				
※使用料				
基本使用料		光熱水費	合計	入金確認
円		円	円	
使用条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用目的の変更、転貸の禁止並びに原形を変更しないこと。 2. 使用者は、その責任に帰する事由等により使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときはその損害額に相当する金額を賠償すること。 3. 使用条件に違背した場合はいつでも許可を取り消すことができること。 4. 施設使用により発生した不要物（ゴミ等）は全て持ち帰ること。 5. 敷地内で喫煙しないこと。 6. その他施設使用上の注意を守ること。 7. 使用料は使用期間の実績によって精算し請求する。 			

※印は記入しないでください。

上記のとおり使用することを許可します。

許可日 年 月 日

島根県立大学 学長